

# 「係属訴訟の和解等のための合意書」締結

## に際しての弁護団声明

本日9月13日、優生保護法被害全国原告団・弁護団及び国は、全国各地で係属している旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者による国家賠償請求事件全件について、和解により終結させることについて合意しました。

本合意は、本年7月3日の最高裁判所大法廷判決を受け、国が改めて謝罪し、積極的に訴訟の解決を進めたものであり、これにより、係属中の裁判全てについて、和解による解決の見通しが立つことになったことを歓迎します。

他方、最高裁判所が指摘したとおり、立法当初から憲法違反である旧優生保護法による重大な人権侵害行為について、国が、著しく正義・公平の理念及び信義則に反し、権利の濫用として許されない除斥期間の主張を行ったこと、原告らの手術実施の有無を不当に争い続けたことにより、訴訟が長期化していました。そのため、本合意をみることなく6名の原告が亡くなられたことは、弁護団としても残念でなりません。

また、本合意をもって、優生保護法問題が解決したわけでは決してありません。

すべての被害者の被害回復のため、まずは、国が、その被害を償うに足る補償立法を速やかに成立させ、全ての被害者に謝罪と補償が届くよう、その責任を果たすことを改めて求めます。

さらに、手術を受けた被害者たちは、子を産むことができない身体にされ、子を産み育てる権利を奪われただけでなく、法律で「不良な子孫」、つまり劣った存在とよばれました。このことは、障害のある人の尊厳を傷つけ、今なお社会の中で差別される原因を作りました。

本合意において、国は、優生思想及び障害のある人に対する偏見差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、最大限努力するとし、当弁護団等と謝罪や恒久対策について定期的な協議を行うとしています。

これらによって、障害者権利条約が求める誤った認識と偏見・差別をなくしていく取り組みを、具体化し、進めることを求めます。

そして当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害のある人に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をします。

2024年 9月13日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦